

(様式第5号)



基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。

提案期日	令和7年12月16日
提案種別	提案 ・ 意見 ・ <u>要望</u>
提案件名	「基山町まちづくり基本条例」及び「基山町まちづくり基本条例施行規則」に基づき提出した「基山町まちづくり提案書」の取り扱いに係る件
提案者	住所又は所在地
	氏名又は名称
	※提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通勤先も記入してください。
	提案書の公表に当たり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。 希望する 一部希望する () 希望しない
	※未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承認が必要です。
提案の概要	基山町まちづくり基本条例第16条(町民提案制度)及び、基山町まちづくり基本条例施行規則第10条(町民提案の方法)に基づき提出した基山町まちづくり提案書の回答がないこと。
提案の背景	以下の「基山町まちづくり提案書」の回答が12月15日現在もないこと。 ◎ 基ま第1119号(令和7年10月2日付) ◎ 基ま第1120号(令和7年10月2日付) ◎ 基ま第1158号(令和7年10月29日付)
提案の課題	基山町まちづくり提案書の提出後、基山町は基山町まちづくり基本条例施行規則第11条(町民提案の処理)第2項に1週間以内に提案書を公表しなければならないとあることから、提出後数日中に基山町ホームページに掲載することで公表した。 しかし、同条第3項には1月以内に回答すること、また、同条第4項には回答が期限内にできないときは、その理由及び回答できる時期を明示して、前項の回答書により回答しこれを公表しなければならないと定められているが12月15日現在においても基山町から回答がなく公表もされていない。このことは同条例に違反していることになると思われる。

目標設定	基山町に対して本条例を遵守していないことの理解を促すと共に、早急に回答書により回答及び公表を行うよう要望する。本条例には違反したときの罰則はないものの法令に基づき職務を執行することが行政機関の責務であることを自覚するようお願いしたい。
提 案 内 容	「基山町まちづくり基本条例」及び「基山町まちづくり基本条例施行規則」が遵守されていない今回の対応について、「基山町まちづくり推進審議会」においてなぜこのような対応になったのか、問題は何だったのか等について厳正な審議を求める。 ※ 提案内容は、どの地域のどの対象者に対し、どのような体制で、どれだけの期間、どのような事業を実施するのか、任務分担、見込費用、持続可能か等を詳しく提案してください。

※ 提案書に記載された事項のうち、提案者蘭以外は公表されますので御承知おきください。